

日本が優位性を有する技術の海外移転に関する事前報告義務の導入

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2024年10月11日号

執筆者:

中島 和穂k.nakajima@nishimura.com大和田 華子h.ohwada@nishimura.com桜田 雄紀y.sakurada@nishimura.com平山 祐ららyur.hirayama@nishimura.com

経済産業省は、2024年9月6日、技術管理強化のための官民対話スキームの構築に関する省令案¹及び告示案²を公表し（以下それぞれ「**本省令案**」及び「**本告示案**」といい、本省令案及び本告示案によって制定される制度案を、以下「**本制度案**」といいます。）、10月5日まで意見公募手続に付しました。この官民対話スキームの構築は、急速な技術進歩や汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりなどの新たな安全保障環境を踏まえた輸出規制の見直しを提言する経済産業省産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の2024年4月24日付け**中間報告**（以下単に「**中間報告**」といいます。）³を受けたものです。

本省令案及び本告示案は、10月中旬に公布され、2か月の周知期間を置き年内の施行が予定されています。

1. 制度の概要

従来日本の安全保障貿易管理制度は、対外的な取引の時点における兵器転用の懸念の有無に着目してきました。しかし、技術は一度移転すれば、時間の経過とともに拡散するリスクがあり、近年、軍事技術と民生技術の垣根が消失する中で、取引時点においては民生利用目的であったとしても、時間の経過とともに主体や用途が変化し、当初は想定できないような軍事転用に繋がる懸念が指摘されるようになりました。本制度案は、このような背景から、時間的経過を見据えた「技術」の管理強化措置として策定されました⁴。

本制度案は、日本が優位性を有する技術を海外に移転する取引を行うことを予定する事業者に対して、経済産業省に対する事前報告を義務づけ、事業者が経済産業省と技術管理に関する対話を行った結果、技術流出（軍事転用）のおそれがあるとの通知を経済産業省から受ける場合には、技術移転に係る許可の取得が必要となるものです⁵。本制度案における技術移転に係る許可は、外国為替及び外国貿易法（以下「**外為法**」といいます。）上の輸出規制であるリスト規制及びキャッチオール規制のうち、キャッチオール規制におけるイン

¹ 貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（案）。

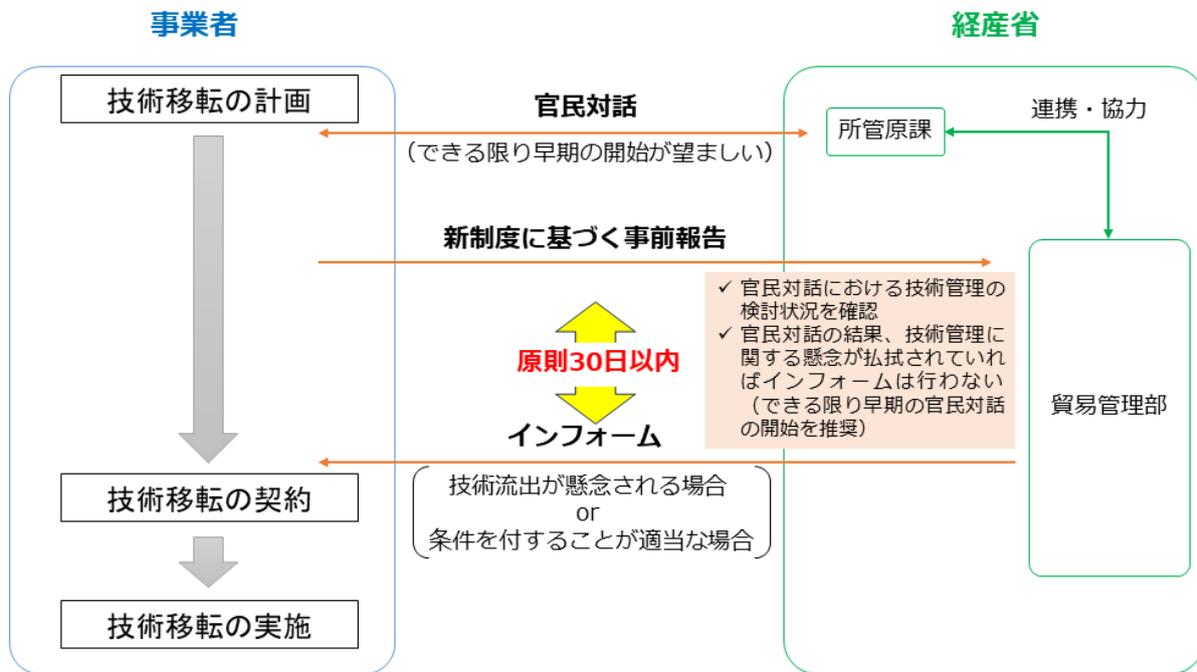
² 貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（案）。

³ 中間報告の内容について、当事務所のニュースレター「[日本の優位性を有する技術の海外移転に関する事前通知規制の導入と輸出者の輸出時の確認義務の拡大](#)」（2024年5月10日号）もご参照ください。

⁴ 中間報告9頁。「貨物」は本制度案の対象外です。本省令案9条2項7号口及び二に対応する、貨物に係る規定である輸出貿易管理令4条1項3号口及び二は改正されていません。

⁵ 外為法55条の8、外国為替令（以下「**外為令**」という。）18条の8第1項、本省令案10条3項、本告示案。

フォーム通知の一つと位置づけられますが、インフォーム通知の前提として、経済産業省における所管部署（所管原課）との官民対話や同省貿易管理部（以下「貿易管理部」といいます。）に対する事前報告義務が前置されることに特徴があります。



経済産業省「[技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築について](#)」（2024年9月）
（以下「[官民対話スキームに係る資料](#)」といいます。）6頁より引用。

（1） 事前報告の対象となる取引

中間報告は、本制度案の対象となる取引について、産業界の負担や審査リソースの分散を考慮し、「技術の種類」と「取引の行為類型」の両面から厳にリスクの高いものに限ることを提言しており、本告示案は、以下のように対象となる技術の種類と取引の行為類型を限定しています。

【技術の種類】

対象技術の種類は、他国が獲得に関心を持ち、日本が不可欠性や優位性を持つ技術とされており、本告示案では、①キャッチオール規制の対象となる技術（外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術）のうち、②当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術の内容とする情報を適切に管理しない場合にお

いて軍事転用のおそれ⁶が生じる技術であって、かつ、③「電子部品関連」、「繊維関連」、「半導体集積回路関連」及び「電子顕微鏡関連」の4分野から以下の10品目の設計又は製造に係るものが指定されました。本告示案では「重要管理対象技術」と呼ばれています。なお、一部の対象技術は仕様により対象が限定されています。

電子部品関連

- ①積層セラミックコンデンサ
- ②弾性表面波（SAW）フィルタ及びバルク弾性波（BAW）フィルタ
- ③電解銅箔⁷
- ④誘電体フィルム⁸
- ⑤チタン酸バリウム粉体

繊維関連

- ⑥炭素繊維のプリカーサー
- ⑦炭化ケイ素繊維のプリカーサー

半導体集積回路関連

- ⑧フォトレジスト⁹
- ⑨非鉄金属ターゲット材¹⁰

電子顕微鏡関連

- ⑩走査型電子顕微鏡及び透過型電子顕微鏡

ただし、経済産業省は、上記以外にも対象技術の候補は存在し、制度開始後も、産業界との調整や個別技術の調査・分析を進め、対象技術を適時に追加していくと述べています¹¹。

【取引の行為類型】

対象取引の行為類型は、「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」であり、「専ら検査、試験又は

⁶ 軍事転用のおそれは、以下の何れかの場合を指します。

- ① 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵のために利用されるおそれ（貿易関係貿易外取引等に関する省令9条2項7号ロ）
- ② 武器（輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれ（貿易関係貿易外取引等に関する省令9条2項7号二）

⁷ 米国電子回路協会が定めた規格IPC-4562BのUと同等又はそれ以上の性能を有する回路基板用のものに限られます。

⁸ 電気を動力源とする自動車（燃料を使用するものを含む。）のエネルギーを制御する装置に用いられる平滑用フィルムコンデンサに用いることができるものに限られます。

⁹ 248ナノメートル以下の波長の光で使用するように最適化されたものに限られます。

¹⁰ 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置を用いて形成される集積回路用の配線工程の用に供される非鉄金属のターゲット材の製造に必要な技術のうち、原料からインゴットを製造する工程又はインゴットの製造を伴わない場合にあっては原料である粉末を混合し、かつ合成する工程において、集積回路の製造の用に供するために金属の純度を高める技術に限られます。

¹¹ 官民対話スキームに係る資料5頁。

品質保証等のための技術提供を目的とする取引その他これに類する取引であって、軍事転用のおそれが少ないことが明らかなもの」が除かれています¹²。この点に関して、経済産業省は、官民対話スキームに関する資料¹³において、以下のように述べています。

- ・ 施行から当面の間は、現地子会社・合併会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス供与など、他国での製造や製品開発を可能とする技術移転に限定する。
- ・ 直接的な技術指導を伴わないライセンス供与は除く。
- ・ 今後、実際に対応が発生したケースに応じた見直しを図る。

また、既存のキャッチオール規制と同様に、アメリカ、英国、ドイツ、フランス、韓国などのグループ A と呼ばれる 27 カ国（輸出貿易管理令別表第 3 に掲げる地域）¹⁴への技術移転については規制の対象外となります。

（２） 事前報告義務

本制度案の対象となる取引を行う事業者は、外為法 55 条の 8 に基づき、技術移転に係る契約を締結する前に、経済産業大臣に対して報告をする必要があります¹⁵。技術移転の実行前ではなく、契約締結前の報告が必要であることに留意が必要です。事業者は、本告示案の別紙様式「重要管理対象技術の提供を目的とする取引に係る報告書」を経済産業大臣宛てに提出する方法により報告します。報告事項は以下の 6 項目となっており、報告書様式は 1 頁と簡潔なものになっています。

- ・ 取引の相手方
- ・ 契約締結予定時期
- ・ 技術移転の予定時期
- ・ 技術の種類・内容
- ・ 取引の概要（目的、経緯、内容）
- ・ その他の事項

仮に本制度案に基づく報告漏れがあった場合、経済産業大臣は当該事業者に対し、輸出者等遵守基準に従った輸出等が行われるよう必要な指導及び助言をすることができます¹⁶。また、指導・助言にもかかわらず事業者がなお輸出者等遵守基準に違反していると認めるときは、当該事業者に対して勧告をすることができ、勧告にも従わない事業者にはさらには改善命令をすることができます¹⁷。改善命令にも従わない場合や悪質な場

¹² 本告示案 1 号。

¹³ 官民対話スキームに係る資料 4 頁。

¹⁴ アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ。

¹⁵ 外為令 18 条の 8 第 1 項、本省令案 10 条 3 項、本告示案。

¹⁶ 外為法 55 条の 11。

¹⁷ 外為法 55 条の 12。

合には、罰則（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科される可能性があります¹⁸。

2. 官民対話及び事前報告の運用

本制度案に基づく事前報告が提出された後、貿易管理部は、同省内の所管原課と事業者との間の対話における技術管理の検討状況を踏まえて、事前報告から原則30日以内に、移転しようとする技術の軍事転用のおそれを検討し、インフォーム通知を発出するか否かを判断します。

所管原課は、事業者との間で対話を行い、直面する現状・課題の認識を合わせた上で、政策的支援の検討¹⁹、情報提供²⁰、具体的な技術管理対策の助言²¹等を行い、その対話内容について貿易管理部と連携します。事業者と所管原課との対話は、早期に開始することが望ましいとされています。

本省令案は、技術の提供先による技術管理が適切ではない場合が軍事転用のおそれに含まれることを明確化しました²²。これは、中間報告において指摘されていた、「技術は、一度移転すれば、時間の経過とともに拡散するといったリスクを含め、管理の難易度が高くなる。このため、技術の取引に着目し、時間的経過を見据えた新たな管理強化の措置を講じるべきである」²³という点を反映したものと考えられます。

インフォーム通知は、官民対話による技術管理の検討によっても技術流出の懸念が払拭されない場合に出されますが、技術移転に係る許可を申請しても技術移転が認められないであろう場合のみならず、技術移転に条件を付すことが適当な場合にも発出されるとされています²⁴。

3. 取引実務への影響

本制度案の対象は、技術のみを移転する取引に加えて、現地子会社や合併会社への製造移転、他社への製造委託など、技術の海外移転を伴うM&Aや商取引も対象となり、対象となる技術は、現時点では4分野10品目に限定されていますが、経済産業省は今後拡大する予定と述べていますので、事業者は、今後の技術の海外移転を伴う取引に係る契約を締結する前に、その技術を特定し、本制度案の対象か否かを確認する必要があります。

また、貿易管理部は、原則として事前報告から30日以内に判断するとされていることから、本制度案の対

¹⁸ 外為法71条9号及び11号、外為法72条1項5号により両罰規定も適用されます。官民対話スキームに係る資料6頁参照。

¹⁹ 予算措置等の支援策、規制緩和等の制度的対応、業界内・業界横断的な連携促進等（官民対話スキームに係る資料2頁）。

²⁰ 取引先に関する懸念情報、他社における技術流出の実例、同様の事例における過去の対策事例等（官民対話スキームに係る資料2頁）。提供する情報には経済安全保障上機微なものが含まれる可能性があることから、セキュリティ・クリアランス制度の活用も含め、適切な情報管理の下で、情報提供を行うことが必要となります（中間報告11頁）。

²¹ コア技術を特定して管理を徹底、取引条件・出資比率の見直し等（官民対話スキームに係る資料2頁）。

²² 「その技術を提供した後にその提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む」（本省令案9条2項7号口及び二括弧書き）。

²³ 中間報告9頁。

²⁴ 官民対話スキームに係る資料6頁。

象となる取引を行おうとする事業者は、取引の契約締結よりも 30 日以上前に事前報告を行う必要があり²⁵、貿易管理部は、その判断に当たり、事業者と所管原課との間での技術管理の検討状況を考慮するため、事業者は、事業に係る所管原課との間で日常的にコミュニケーションを取ると共に、本制度案の適用対象となり得る取引について検討の早期段階で所管原課との対話を始めておくことが望ましいと考えられます。

事業者は、取引の準備に当たり、このような官民対話や事前報告に要する期間を考慮に入れる必要があるのみならず、その結果によっては、許可の取得が必要となったり、技術管理について一定の条件が求められることもありますので、取引スケジュールや取引条件に影響が生じうることに留意が必要です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

²⁵ 官民対話スキームに係る資料 6 頁。